

# 山梨県公報

号外第十号

平成十六年

三月三十日

火曜日

## 目次

### 規則

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則	一
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則	二
山梨県立地振興条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則	四
山梨県消防学校規則の一部を改正する規則	六
山梨県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則	八
山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	八
山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則	八
山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	一〇
山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	一〇
山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	一〇
山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則	一〇
山梨県環境緑化条例施行規則を廃止する規則	一一
山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則	一一

## 規則

### 山梨県規則第一号

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員旅費支給規則(昭和三十三年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「受けない者」の下に、「(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「特定任期付職員」という。)を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の行政職給料表に相当する職務の級は、知事が人事委員会の意見をきいて定める。

### 附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第二号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「第十六条第四項」を「第十五条の六第三項」に、「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。

### (公務上の災害の範囲)

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第一に掲げる疾病とする。

### (通勤による災害の範囲)

第二条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病

二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第七条の二第二号中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第七条の四中「二十九万五千円」を「三十一万五千円」に改める。

第二十四条の二第二項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

第十四号様式中「10万円」を「20万円」に改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四号様式の改正規定は、平成十六年五月一日から施行する。
  - (経過措置)
  - 2 この規則による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の四の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

山梨県規則第三号

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則

山梨県立女子短期大学学則(昭和四十一年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「社会情報論—2—	—2—	を	「社会情報論	—2—
			生活メディア論	—2—
				—2—

に、「中国語—2—	—2—	を	「中国語	—2—
			韓国語	—2—
				—2—

に改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
  - (経過措置)
  - 2 この規則による改正後の山梨県立女子短期大学学則(次項において「新学則」という。)(別表第一号の表の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者(転入学をする者を除く。)(から適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
  - 3 この規則の施行の日以後において転入学をする者に係る授業科目及び単位数は、新学則別表第一号の表の規定にかかわらず、当該者の属する年度の在学者に係る授業科目及び単位数と同一とする。

山梨県規則第四号

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県辺地振興条例施行規則(昭和四十年山梨県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「の額に百分の五十五を乗じて得た額」を「のうち、平成十五年以前に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の五十五を乗じて得た額と平成十六年度以後に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の四十を乗じて得た額の合計額」に改める。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度辺地振興資金元利補給金交付申請書

年度辺地振興資金元利補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

借入額	借入年月日	未償還元金	年度分元金償還額及び利子支払額		
			元金	利子	合計
円	年月日	円	円	円	円
小計(平成15年度以前融通決定分)					(a)
小計(平成16年度以後融通決定分)					(b)
合計					

元利補給金交付申請額 金 千円

$$\text{計算式} \quad \left( (a) \times \frac{55}{100} + (b) \times \frac{40}{100} \right) \times \frac{1}{1000}$$

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県過疎地域振興条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「の額に百分の四十を乗じて得た額」を「のうち、平成十五年度以前に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の四十を乗じて得た額と平成十六年度以後に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の三十五を乗じて得た額の合計額」に改める。

第十七条中「昭和三十五年」の下に「の人口から」を加え、「から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）を」（以下「基準年」という。）から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から」に改め、「とあるのは「基準年」と」の下に「、「昭和三十五年の人口で」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で」とを加える。

附則第二項中「百分の四十」の下に「及び「百分の三十五」を加える。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度過疎地域振興資金元利補給金交付申請書

年度過疎地域振興資金元利補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

借入額	借入年月日	未償還元金	年度分元金償還額及び利子支払額		
			元金	利子	合計
円	年月日	円	円	円	円
小計（平成15年度以前融通決定分）					(a)
小計（平成16年度以後融通決定分）					(b)
合計					

元利補給金交付申請額 金 千円

$$\text{計算式} \quad \left( (a) \times \frac{40}{100} + (b) \times \frac{35}{100} \right) \times \frac{1}{1000}$$

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県消防学校規則の一部を改正する規則

山梨県消防学校規則（昭和四十年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（教育訓練の種類等）

**第二条** 学校の教育訓練の種類、対象及び内容は、別表のとおりとする。

2 前項の教育訓練の種類、教科目及び時間数は、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）を勘案して、校長が定める。

第三条第二項及び第四条中「消防の一部事務組合の管理者」を「消防長」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

	教育訓練の種類	教育訓練の対象及び内容
1	初任教育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
2	基礎教育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
3	専科教育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
4	幹部教育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
5	特別教育	1の項から4の項までに定める教育訓練以外の教育訓練で、消防職員及び消防団員に対して特別の目的のために行うもの

第二号様式中「格の雑語」を「の雑語」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則

山梨県立看護大学大学院学則（平成十四年山梨県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一地域老年看護学実習	—	「一」を	「一」	地域老年看護学実習	2
		「二」を	「二」	基礎看護学特論	2
				基礎看護学特論実習	4
				基礎看護学実習	2

に、「五十六単位」を「六十四単位」に、「七十二単位」を「八十単位」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

- 一 独立行政法人都市再生機構

附則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県景観条例施行規則（平成二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別記様式」を「第一号様式」に改める。

第七条第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 独立行政法人都市再生機構

- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（大規模行為の届出）

第十一条 条例第十六条第二項において準用する条例第十二条第二項の届出書は、大規模行為届出書（第二号様式）とする。

別記様式を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

大規模行為届出書

山梨県景観条例第16条第1項の規定により、届け出ます。

行為の種類							
行為の場所							
行為の目的							
着手予定日		年 月 日	完了予定日	年 月 日			
行 為 の 施 行 方 法	建 築 物			当該行為に係る部分	既 存 部 分	合 計	
		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		模様替え等の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		高 さ	m	m	m		
		構 造					
		仕上材	屋根 外壁				
		色 彩	屋根 外壁				
		屋上に設置する 建築設備					
				当該行為に係る部分	既 存 部 分	合 計	
		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
模様替え等の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
高 さ	m	m	m				
構 造							
仕 上 材							
色 彩							
建築物に設置 する場合							
屋外における 物品の集積 又は貯蔵		集積又は貯蔵の方法		高 さ 及 び 面 積			
				m m <sup>2</sup>			
行為地及びその 付近の状況							

**附 則**  
この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

**山梨県規則第十号**

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 峡南高等技術専門校の項中 「家屋リフォーム科」を「内装リフォーム科」を「建設施工科」に改め、同表就業支援センターの項中

オーム科 五月 五月  
に改め、同表就業支援センターの項中

「商業簿記科」を「簿記科」に改め、  
「パソコン活用科」を「パソコン文書科」に改め、  
「パソコン事務科」を「パソコン事務科」に改め、

月	四〇名	四月	三〇名
月	二〇名	三月	四〇名
月	二〇名	一月	二〇名
月	四〇名		

**附 則**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十一号**

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立産業技術短期大学校管理規則（平成十年山梨県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十二号**

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及びアイスアリーナ」を「、アイスアリーナ及びクライミング場」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民の福祉に資すると知事が認める競技会、博覧会又は興行のために有料公園施設を利用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請の期間前において、有料公園施設利用許可申請書を知事に提出することができる。

別表第一第二号の表中「及び陸上競技場（山梨県富士北麓公園陸上競技場を除く。）」を「、陸上競技場（山梨県富士北麓公園陸上競技場を除く。）」及びクライミング場」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十三号**

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。  
平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則（平成二年山梨県規則第四十七号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十四号**

山梨県環境緑化条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県環境緑化条例施行規則を廃止する規則

山梨県環境緑化条例施行規則（昭和四十九年山梨県規則第四十九号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十五号**

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第二十四号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成十六年三月三十一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番